# 柏市障害者交通費助成制度のご案内

~障害者施設に通所しているかたに,交通費の一部を助成します~

# 1 対象者及び対象施設

## 対象者(生活保護受給者は対象外です)

①柏市内に在住し、住民基本台帳に登録のある方。

②柏市の決定により柏市外のグループホームや知的障害者生活ホームに入居されている方。

※他の自治体の決定により柏市内のグループホームや知的障害者生活ホームに入居されている方は対象外となります。

# 対象施設

通所手段

ア 生活介護施設

イ 自立訓練施設

ウ 就労移行支援施設

工 就労継続支援(A·B型)施設

オ 地域活動支援センター(※)

## 【注意】

助成額

施設から通勤手当等が支給されている場合は対象外となる場合がございます。

(※)高校生までのかたで放課後デイサービスの代わりに利用されている場合等は除きます。

# 2 対象の通所手段及び助成額

祉 電車,	◆月毎にかかった費		電車	いずれかの安い方の金額で助成額を計算		
祉有償運送) なお交通機関	用の2分の1の額で5,000円が上限。	*1	バス の場合 IC 運賃や切符	支払い方法 定期券、IC運賃、 切符購入、回数券等 野購入など1回ごとの運賃で 安い金額で助成額を計算し	バス:3か月定期 ご計算する場合は, IC 運賃と	
Á	※自動車燃料費助成	-	下表をもとに月毎の通所日数に応じて助成額を計算します。			
家	を受けている場合を除く。 ※自家用自動車や原動機付自転車は本人 又は家族が所有するもの。		距離	自動車	原付	
用白		-	4 和未満	日額 100 円	日額 25 円	
自家用自動車				(月 2,000 円まで)	(月 500 円まで)	
車			4 和以上	日額 150 円	日額 38 円	
バイ原			6 和未満	(月 3,000 円まで)	(月 750 円まで)	
バイ含む)	※オートバイ,原動		6 和以上	日額 200 円	日額 50 円	
	機付自転車は通所者		8 和未満	(月 4,000 円まで)	(月 1,000 円まで)	
付自転車	本人が運転する場合のみ。		8 却以上	日額 250 円	日額 63 円	
車				(月 5,000 円まで)	(月 1,250 円まで)	
		<b></b>	※自宅と通所先施設の間の全ての区間を利用する場合に限ります。			

### 3 手続きの流れ

※徒歩、自転車、施設の送迎で通所し、費用がかかっていない場合は登録の必要はありません。

#### 登録申請

(Web申請)



登録決定通知

#### (郵送通知)

※自動車、オートバイ、原動機付自 転車で通所される方は、自動車車検 証、標識交付証明書など所有を証明 できる書類の添付が必要です。

障害福祉課から登録申請をした方に登録決定通知書が送付されます。



#### ◎登録申請方法 ※Web申請

右記二次元コードまたは以下URLから入力してください。

(URL)

※原則Web申請となります。インターネット等の利用が困難な方は、窓口や郵送での対応も可能ですので、その旨ご連絡ください。

## 4 支給申請

- ・登録されている方に対して、6か月ごとに交通費助成申請書を送付します。
- •助成申請書にある「通所状況証明」に施設から月毎の通所日数(実際に交通費がかかった日数)の証明を受けてください。(※就労継続支援A型の利用者以外の方は、定期券の写しや購入時の領収書の添付がある場合は、「通所状況証明」を省略できます。)

	通所期間	支給申請書送付時期	
上期	4~9月分	9月中旬ごろ	
下期	10~3月分	3月中旬ごろ	

定期券は,購入時 にコピーをとって おいてください!

●添付するもの(電車,バス,タクシー,福祉有償運送で通所の方) ①定期券の写し又は購入時の領収書 ②その他通所経費がわかるもの

#### 5 交通費の支給

申請から1か月程度で、登録の口座へ障害福祉課から交通費が振り込まれます。

# 交通費の支給

## 6 登録内容の失権について

転出や死亡、通所終了等に伴い失権する場合は失権届の提出が必要です。

#### ※Web申請

右記二次元コードまたは以下URLから入力してください。

(URL)

※原則Web申請となります。インターネット等の利用が困難な方は、窓□や郵送での対応も可能ですので、その旨ご連絡ください。



【申請・お問い合わせ先】

柏市障害福祉課 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号電話 04-7167-1136 FAX 04-7167-0294